

様式第17（第8条関係）

① 製造所
危険物 貯蔵所 廃止届出書
取扱所

年 月 日			
羽咋郡市広域圏事務組合組合長 殿			
②			
届出者			
住所 石川県〇〇市〇〇町〇〇番地〇（電話0123-45-6789）			
氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇			
設置者	住所	③ 石川県〇〇市〇〇町〇〇番地〇 電話 0123 (45) 6789	
	氏名	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	
設置場所		④ 石川県〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
設置の許可年月日 及び許可番号		⑤ 元号〇〇年〇〇月〇〇日 第 〇〇〇〇 号	
設置の完成検査年月日 及び検査番号		⑥ 元号〇〇年〇〇月〇〇日 第 〇〇〇〇 号	
製造所等の別		⑦ 貯蔵所	⑧ 地下タンク貯蔵所
危険物の類、品名（指定 数量）、最大数量		⑨ 第4類第 第〇石油類 (1,000L) 〇〇〇L	指定数量 の倍数 〇〇倍
廃止年月日		⑩ 元号〇〇年〇〇月〇〇日	
廃止の理由		⑪ 使用しなくなったため	
残存危険物の処理		⑫ タンク内の危険物抜き取り後、中和洗浄	
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 品名（指定数量）の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（ ）内に該当する指定数量を記載すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

1 記入要領

- ① 届出書名称の製造所・貯蔵所・取扱所は、該当する施設以外を二重取消線で抹消するか、又は、該当する施設を○で囲むように記入してください。
- ② 届出を行った日付を記入してください。
届出者の住所及び氏名は、届出に係る製造所等の所有者、管理者又は占有者のいずれかの方の住所及び氏名を記入してください。
- ③ 製造所等の設置者の住所、氏名を記入してください。
- ④ 許可申請書に記載されている設置場所と同一の場所を記入してください。
- ⑤ 設置許可年月日及び設置許可番号を記入してください。
- ⑥ 設置完成検査年月日及び完成検査番号を記入してください。
- ⑦ 製造所等の別を記入してください。（製造所、貯蔵所、取扱所）
- ⑧ 貯蔵所又は取扱所の区分は、危政令第2条又は危政令第3条に規定する区分により、「地下タンク貯蔵所」、「給油取扱所」等と記入してください。
- ⑨ 許可されている危険物の類、品名、最大数量及び指定数量の倍数を記載してください。
- ⑩ 届出日より前の日付を記入してください（ただし、原則として7日以内）。
- ⑪ 廃止した理由を簡潔に記入してください。

（例）廃業

ガス燃料機器への更新

セルフスタンドへの全面改装

- ⑫ 残存危険物の処理及び廃止するために講じる措置を記入してください。特に、製造所等の廃止に伴い地下貯蔵タンクの撤去を伴う場合は、工事計画書を添付してください。

なお、完成検査済証又は液体危険物タンクのタンク検査済証を返却できない場合は、返却できない理由とともにその旨を記載してください。

（例）

- ・反応槽を持つ製造所を廃止する場合

反応槽及び配管は、危険物抜き取り後、洗浄し、窒素置換した後にすべて撤去する。

- ・地下タンク貯蔵所の廃止の場合

タンク内は砂を充てんし、地上配管、注入口は撤去し、埋設配管は止め具を設ける。

別紙によりタンクを撤去する。

2 用途廃止の届出について

- (1) 「用途を廃止」とするとは、一時的な使用の休止ではなく、将来に向かって完全に製造所等としての機能を失わせることをいいます。したがって、次の場合は廃止には該当しません。
ア 製造所等の一時的な休止を行う場合・・・「使用休止」
イ 設置（変更）許可を受けた後、完成検査前に製造所等の設置（変更）意思を喪失した場合・・・「許可の取りやめ」
- (2) 「廃止」するに至った原因が何であるかは問いません。したがって、火災その他の災害等により、設置者の意思に反して、用途廃止しなければならなくなったものについても廃止届が必要となります。
- (3) 廃止するために、安全対策などを行っていただく必要があるため、消防本部予防課へ事前に相談してください。
- (4) 製造所等の区分変更等により、廃止及び設置の処理が必要な場合があるので留意してください。詳しくは消防本部予防課に相談してください。

- (5) 製造所等の用途廃止時期は、届出受理日ではなく、届出書に記載された廃止年月日です。
したがって、届出年月日、届出受理日は、廃止年月日以後の日付としてください（原則として、廃止の日から7日以内）。

3 廃止に伴う工事

- (1) 廃止年月日以後に危険物の指定数量以上の貯蔵又は取扱いが確認されたときは、無許可貯蔵又は無許可取扱いとなります。（法第10条第1項違反）
- (2) 製造所等のタンクの完成検査前検査の効力は、製造所等の廃止届によりその効力を失います。したがって、製造所等の廃止後、設置されていたタンクを他の製造所等に設ける場合は、新たに完成検査前検査を必要とします。ただし、施設区分を変更する場合等において効力が存続する場合があるので、詳しくは消防本部予防課に相談してください。
- (3) 廃止届受理後、廃止の事実を確認するため現地調査を実施する場合があります。火災危険の排除のため、適切な措置を講じてください。
- (例) 標識、掲示板の撤去
配管の縁切り
タンク内の砂等の充填、タンク銘板の撤去等
- (4) 廃止に伴い地下貯蔵タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る等の指定数量以上の危険物の取扱いを行う場合は、仮貯蔵、仮取扱承認申請が必要となります。

4 添付書類

廃止による権利消失を明白とし、誤った事案を生じさせないため、届出書には原則として、廃止する製造所等に係る次の書類の添付を必要とします。

- ア 最新の完成検査済証
イ 液体危険物タンクのタンク検査済証（正及び副）

5 届出部数

届出は2部提出してください。

6 届出先

羽咋郡市広域圏事務組合消防本部 予防課
石川県羽咋市中央町ア 185 番地
TEL 0767-22-7816

※法令名略語

法・・・・・・消防法
危政令・・・・危険物の規制に関する政令